

# 豊郷町役場庁舎増改築事業計画概要

平成 26 年 1 月

豊 郷 町

# 目 次

第1 庁舎の整備の考え方	1
1 町民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎	1
2 町民に開かれた庁舎	2
3 防災拠点機能を備えた庁舎	2
4 町民に親しまれる庁舎	2
5 環境にふさわしい庁舎	3
第2 庁舎の規模	4
1 基本指標	4
2 庁舎における部署の配置と防災拠点の考え方	4
3 庁舎における各部屋について	5
4 駐車場駐車台数	6
第3 事業費	7
第4 面積算定基準	8
1 延床面積の算定	8～11
2 駐車場面積の算定	12

## 第1 庁舎の整備の考え方

本町では、平成23年度に現庁舎の建物耐震診断を実施しました。診断の結果、昭和5年に建築された旧館棟および本館棟で耐震補強が必要であり、また、木造棟の改築の必要性が生じてきました。そこで、今日まで4種類の素案について検討し、安心・安全で優しい庁舎の増改築を検討してまいりました。庁舎の増改築に関して審議、検討された内容、ご意見等を踏まえ、庁舎の施設整備につきまして、安心・安全な庁舎の増改築事業計画を次のように策定しました。

### 1 町民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎

#### (1) 窓口空間の考え方

町民の利用が最も多い窓口空間は、利便性がよく分かりやすいものとして町民サービスの満足度を向上させるよう、次のように計画します。

ア 町民の利用頻度が高く、町民の生活に直結する窓口、相談などの機能は、1階部分に集約するなど町民サービスの「ワンストップサービス化」を進め、町民にとって分かりやすく使いやすい配置にします。

イ 来庁者のスムーズな動線を確保します。

ウ 各窓口に対応する待合スペースは、各窓口から見渡せる位置に配置します。

エ 町民のプライバシーに配慮したカウンターや相談室を設置し、気軽に対話ができるようにします。

オ 各窓口のカウンターは、町民と職員が椅子に座って同じ目線で対応できるローカウンターとします。

#### (2) 執務空間の考え方

より機能的で効率的な行政運営を実現するため、次のように計画します。

ア 行政サービスの役割の変化に対応して組織の変革に対応できるよう、将来的な変更要因に配慮した空間構成とします。

イ 配置等が分かりやすく、業務連携がスムーズにできるようオープンフロアを基本とします。

ウ 日常的な打合せ、各種の協議・調整に利用する会議室や相談室を設置します。

エ 事務機器の自由な配置変更への対応性を確保するため、配線用の空間を設ける構造を基本とします。

オ 窓口空間と執務空間を明確に区分して、町民、職員ともにスムーズな動きとなるように配慮します。

## 2 町民に開かれた庁舎

### (1) ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方

みんなが利用しやすく、快適な庁舎とするため、次のように計画します。

- ア 高齢であることや障がいの有無にかかわらず子どもから大人まですべての人に配慮し、庁舎内部でのスムーズな動線を確保します。
- イ 段差を解消したバリアフリーの充実に努めます。
- ウ 各階にトイレ、オストメイト用の設備、おむつ交換台を備えた多目的トイレを設置します。
- エ エレベーター1基を増設し、上下階の移動がスムーズに行えるようにします。
- オ 往来の多い廊下などは十分な広さを確保し、移動しやすいものとします。

### (2) 町民の参画と協働の考え方

庁舎では情報提供機能について次のように計画します。

- ア 情報コーナーや啓発コーナーを備えギャラリーとして憩いの場、人と人の交流が生まれるスペースを設けます。
- イ 懸垂幕等の広報用設備を設置します。

### (3) 議場等の考え方

町民が気軽に参加し、傍聴できるような議場とするため、議会機能の各部屋の配置、形状等について、議会事務局および関係者との協議により計画します。

## 3 防災拠点機能を備えた庁舎

### (1) 防災拠点の考え方

防災拠点として必要な設備環境を整え、また災害時の県や他の関係機関との連携に配慮し、町民の安心・安全のよりどころとなる災害に強い庁舎とするため、次のように計画します。

- ア 防災拠点として庁舎内に、防災倉庫を設置します。
- イ 災害時の迅速な対応のため、災害対策本部室を整備します。平時は会議室等に利用します。
- ウ 災害対策本部として、被災地などの情報をより早く収集し、情報発信を行うなど、地域防災拠点として速やかに対応できるようなネットワークや情報システムを検討します。

## 4 町民に親しまれる庁舎

### (1) 機能性の確保

庁舎は、長期に渡り町民に利用されることを踏まえて、次のように計画します。

- ア 意匠的に凝った華美なものではなく、機能性、効率性を重視したものとします。
- イ 来庁者の安全確保のため、庁舎敷地内に歩道を設置します。

## 5 環境に優しい庁舎

### (1) 環境に優しい考え方

地球規模で温暖化防止への取り組みが行われていることから、環境負荷の低いエネルギー等を積極的に活用し、効率的なエネルギーシステム等の環境にやさしい庁舎とするために、次のように計画します。

ア 太陽光発電装置及び蓄電池を設置します。

イ LED 照明などの省エネ型機器を導入します。

## 第2 庁舎の規模

### 1 基本指標

#### (1) 計画人口

第4次豊郷町総合計画人口目標数値により、7,400人と想定します。

#### (2) 庁舎に配置する職員数

庁舎増改築時の職員数(配置対象となる各課の職員構成等)は平成25年4月1日現在の嘱託職員、臨時職員等を含めた職員数とします。

#### (3) 議員数

議員数については、平成25年4月1日現在の12人と想定します。

#### (4) 庁舎に入庁する部署

平成25年4月1日現在、庁舎に配置されている部署及び今後入庁が考えられる部署について次の各課を想定します。

住民生活課、保健福祉課、医療保険課、税務課、会計室、総務企画課、  
総務・学校教育課、産業振興課、人権政策課、地域整備課、議会事務局

(選挙管理委員会、固定資産評価委員会、農業委員会、教育委員会、公平委員会、  
監査委員会各事務局)

### 2 庁舎における部署の配置と防災拠点の考え方

#### (1) 配置の基本的な考え方

ア 1階には町民の利用が多い窓口部門である住民生活課、保健福祉課、医療保険課、  
税務課、会計室を配置し、町民利用に便利な庁舎とします。

イ 2階には総務企画課、産業振興課、人権政策課、地域整備課、総務・学校教育課を配  
置します。

ウ 3階には議会機能を配置します。

#### (2) 防災拠点の考え方

ア 災害時の対応に素早く対応できるよう、災害対策本部及び防災行政無線放送室を2  
階に配置します。

イ 防災倉庫を1階に配置します。

### 3 庁舎における各部屋について

庁内検討委員会の検討から計画します各部屋は、次のとおりとなります。

項目	施設区分	数
事務室	事務室	75人
特別職室	町長室	1
	副町長室・教育長室	2
議会	議場	1
	正副議長室	1
	議会事務局	1
	議員控室	1
	委員会室	1
会議室	大会議室	1 (3)
	中会議室	5
	小会議室(相談室併用)	3
福利厚生室	男子更衣室	2
	女子更衣室	2
	宿直室	1
	シャワー室	1
その他	倉庫	4
	倉庫(防災)	1
	書庫	3
	電算室	1
	防災行政無線放送室	1
	湯沸室	4
	便所・多目的トイレ	8
	印刷室	2
	用務員室	1
	消防詰所	1
設備関係	機械室	
	エレベーター室	

#### 4 駐車場駐車台数

庁舎増改築に伴い計画します駐車場駐車台数は次のとおりとなります。

【駐車台数】		(台)	
区 分	現 状	計 画	
来庁者駐車場 (うち車いす使用者駐車場)	20	33	
議員駐車場		12	
公用車駐車場	15	20	
職員駐車場	57	78	
合 計	92	143	



### 第3 事業費

#### ア 増改築工事延べ床面積

##### 【延べ床面積】

	延べ床面積		(㎡)
	増築棟	別館棟	計
1 階	805. 18	334. 60	1, 139. 78
2 階	642. 53	321. 27	963. 80
3 階	642. 53	337. 76	980. 29
合 計	2, 090. 24	993. 63	3, 083. 87

#### イ 事業費(予定)

概算工事費 699, 948, 000円

工事監理業務委託料 10, 260, 000円

合 計 710, 208, 000円

#### ウ 事業費の財源構成(予定)

事業の計画年度および事業費の財源構成等は次のとおりです。

##### 【事業費財源構成】

(単位：千円)

年度	事業費	特定財源			一般財源
		国庫支出金	地方債	その他	
平成 26 年度	284,083		120,000	0	164,083
平成 27 年度	426,125	25,500	180,000	0	220,625
計	710,208	25,500	300,000	0	384,708

## 第4 面積算定基準

### 1 延床面積の算定

#### 【前提条件】

人 口	人口については、本町の第4次総合計画による定住人口の目標数値 7,400人(平成30年)とする。
職 員 数	平成25年4月1日現在の組織を踏まえて算定した75人の職員(嘱託・臨時職員含む。教育委員会社会教育課、豊郷町隣保館、豊郷幼稚園、愛里保育園職員を除く)と特別職3人、計78人を庁舎に配置する職員数とする。
議 員 数	豊郷町議会の議員の定数を定める条例により、議員数12人とする。
組 織	組織構成については、今後の法改正や地方分権の進捗、規制改革の推進など将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定する。

① 国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準による面積算定

※ 付属面積に含まれていない諸室については、固有業務施設として個別に積み上げて算定を行った。

【新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省)を使用した事務室等の面積算定】

区 分		職員数	換算率	基準面積	算出面積(m <sup>2</sup> )	計画面積(m <sup>2</sup> )	
a	事務室	特別職	3	18.0	4.0 m <sup>2</sup> /人	216.00	135.00
		課長級	13	5.0		260.00	620.00
		課長補佐級	12	2.5		120.00	
		一般職員	50	1.0		200.00	
a 事務室計					796.00	755.00	
b	倉庫・書庫	a の面積 × 13.0%			103.48	150.00	
	会議室	大、中、小会議室は、職員100人当たり40m <sup>2</sup> とし、10人増すごとに4m <sup>2</sup> 増加する。			40.00	330.00	
	便所及び洗面所	0.32m <sup>2</sup> × (職員数78人+議員数12人)			28.80	170.00	
	庁務員室	10.0m <sup>2</sup> +1.65m <sup>2</sup> +1.65(3人想定)			13.30	15.00	
	湯沸室	6.5m <sup>2</sup> ～13m <sup>2</sup> を標準とする。			13.00	30.00	
	宿直室	1人まで10m <sup>2</sup> とし、1人増すごとに3.3m <sup>2</sup> を加算する。			10.00	12.00	
b 付属面積計					208.58	707.00	
c	電算室				55.00	55.00	
	印刷室				11.00	11.00	
	エントランスホール	ギャラリー含む			67.00	67.00	
	福利厚生機能	更衣室、脱衣室、シャワー室			50.00	50.00	
	放送室				13.00	13.00	
	防災倉庫				95.00	95.00	
	車庫				48.00	48.00	
	消防詰所				31.00	31.00	
c 固有業務面積計					370.00	370.00	
d	機械室	消火ポンプ室			13.00	13.00	
	エレベーター室				45.00	45.00	
d 設備関係面積計					58.00	58.00	
e	交通部分	玄関・廊下・階段等 (a+b+c+d) × 40%			573.03	860.00	
f	議場	議員定数12人 × 35.0m <sup>2</sup> (現面積276.27m <sup>2</sup> )			420.00	350.00	
合 計					2,425.61	3,100.00	

②-1 総務省の起債許可標準面積算定基準による面積の算定

平成23年度に廃止となった総務省の起債許可標準面積算定基準を使用して算定した面積は下記のとおり。

この算定基準は起債のための算定基準であったため、実情からかけ離れている部分があり、その他機能は必要な面積が網羅できていないため、庁舎機能を満足する規模とはならないと考えられ、参考値とする。

【起債許可標準面積算定基準を使用した事務室等の面積算定】

区 分		職員数	換算率	基準面積	算出面積(m <sup>2</sup> )	
a	事務室	特別職	3	12.0	4.0 m <sup>2</sup> /人	144.00
		課長級	13	2.5		130.00
		課長補佐級	12	1.8		86.40
		一般職員	50	1.0		200.00
事務室計					560.40	
b	倉庫・書庫	a の面積 × 13.0%			72.85	
c	会議室等	職員数78人 × 7.0m <sup>2</sup>			546.00	
付 属 面 積 計 b + c					618.85	
e	交通部分	玄関・廊下・階段等 a~cの面積 × 40%			471.70	
f	議場	議員定数12人 × 35.0m <sup>2</sup> (現面積276.27m <sup>2</sup> )			420.00	
合 計					2,070.95	

②-2 総務省の起債許可標準面積算定基準対象外のその他必要と考えられる機能の面積算定  
起債許可標準面積の対象外であるが、その他必要と考えられる機能及びその面積を算定すると次のとおりとなる。

○その他必要と考えられる機能（行政機能以外に必要な機能）

- ・地域資源やまちをPRできるスペース
- ・生活利便施設
- ・職員の福利厚生施設
- ・機械設備等

【起債許可標準面積算定基準対象外のその他必要と考えられる機能の面積算定】

区 分		職員数	換算率	基準面積	算出面積(m <sup>2</sup> )
g	エントランスホール	ギャラリー含む			67.00
	福利厚生機能	更衣室、脱衣室、シャワー室			50.00
	機械室	消火ポンプ室			13.00
	エレベーター室				45.00
	交通部分	上記諸室の面積×40%			70.00
g その他必要と考えられる機能関係の面積合計					245.00

※その他必要と考えられる機能の面積は、①国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準のうち、福利厚生機能と設備関係機能を抽出し設定。

②-1「総務省の起債許可標準面積算定基準による面積」と②-2「基準対象外のその他必要と考えられる機能を加えた面積」を合計すると 2,315.95m<sup>2</sup>となる。

①から②までの基準等にもとづく庁舎の規模を比較すると次のとおりとなる。

【①～②の基準等にもとづく規模の比較】

国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準による面積	2,425.61m <sup>2</sup>
総務省の起債許可標準面積算定基準による面積	2,070.95m <sup>2</sup>
総務省の起債許可標準面積算定基準対象外のその他必要と考えられる機能を加えた面積	2,315.95m <sup>2</sup>

## 2 駐車場面積の算定

本町では、交通手段を自動車に依存していることから、来庁者・議員・公用車・職員のそれぞれの必要な駐車場面積を確保する。

なお、1台あたりの駐車面積は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準の乗用車自動車置場18㎡/台に共用部分を加えた25㎡/台(車いす使用者の駐車場は30㎡/台)として算定する。

### ①来庁者駐車場

来庁者の利便性を考慮し、庁舎付近にまとまりのある配置が必要です。規模については、「最大滞留量の近似的計算法」に基づき算定します。

「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」(関龍夫著)によると、「来庁者のうち自動車による来庁者数の統計値で想定できるが、一般に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定します。」とされています。

これにより、次の算定により来庁台数を求めます。

来庁台数(台/日) = 本町人口 × 人口に対する来庁者の割合 × 乗用車使用割合

- ・本町人口 : 7,400人
- ・来庁者割合 : 0.9%(窓口) 0.6%(窓口以外)
- ・乗用車使用割合 : 100%

(窓口)来庁台数 = 66台/日(7,400人 × 0.9% × 100%)

(窓口以外)来庁台数 = 44台/日(7,400人 × 0.6% × 100%)

また、「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正著)によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされています。

これにより、次の算定により必要駐車台数を求めます。

「必要駐車台数 = 最大滞留量(台/日) = 1日当たり来庁台数(台/日) × 集中度(α) × 平均滞留時間(分) / 60」

- ・集中度 : 30%(一般事務所)
- ・窓口部門の平均滞留時間 : 30分と想定(窓口20分、往復5分)
- ・窓口部門以外の平均滞留時間 : 60分と想定

(窓口)必要駐車台数 = 10台(66台/日 × 30% × 30分 / 60)

(窓口以外)必要駐車台数 = 7台(44台/日 × 30% × 30分 / 60)

よって、来庁者用駐車場の必要台数は、17台(①)とします。

### ②議員駐車場

「1延床面積の算定」の前提条件における、議員数12人を用いて算定する(1人1台使用するものと設定)。

### ③公用車駐車場

現在、庁舎に配備されている19台(うち1台はバス)と機能集約が想定される教育委員会学校教育課の配備車両1台を加えた20台を用いて算定する。

### ④職員駐車場

「1延床面積の算定」の前提条件における、職員数78人を用いて算定する(1人1台使用するものと設定)。

【必要とされる駐車台数及び面積】

区 分	駐車台数	基準面積	算出面積	
①来庁者駐車場 (うち車いす使用者駐車場)	19台 (2台)	25㎡/台 (30㎡/台)	17台 × 25㎡/台 = 425㎡ 2台 × 30㎡/台 = 60㎡	485㎡
②議員駐車場	12台	25㎡/台	12台 × 25㎡/台 = 300㎡	300㎡
③公用車駐車場 (うちバス)	20台 (1台)	25㎡/台 (75㎡/台)	19台 × 25㎡/台 = 475㎡ 1台 × 75㎡/台 = 75㎡	550㎡
④職員駐車場	78台	25㎡/台	78台 × 25㎡/台 = 1,950㎡	1,950㎡
合 計 (うち車いす使用者駐車場 (うちバス))	129台 (2台) (1台)	25㎡/台 (30㎡/台) (75㎡/台)	126台 × 25㎡/台 = 3,150㎡ 2台 × 30㎡/台 = 60㎡ 1台 × 75㎡/台 = 75㎡	3,285㎡